令和３年７月６日
国　　税　　庁

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案）」に対する
意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（案）」について、令和３年５月 24 日から令和３年６月 24 日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計４者から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

１　御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	０者
○ ＦＡＸによるもの	０者
○ インターネットによるもの	４者
合　　計	４者

２　御意見及び御意見に対する国税庁の考え方
（別紙参照）

（別紙）

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の原料として取り扱わない物品についての御意見	「(8) 泡を消す目的でもろみ等に使用する必要最少量のシリコーン樹脂」とありますが、明確に「X%」以下と記載すべきでは？ 必要最少量の加減が、メーカーや裁判官でふらふらと揺れませんか？	原料として取り扱わない物品とするためには、製品に残存するシリコーン樹脂が少量である必要がありますが、製造方法等によって消泡の効果が得られる使用量が異なることから、一律に規定することはなじまないと考えております。
	第3条の改正に賛成です。 （理由）発泡性を有する果実酒のうち特に混濁を有するフルーツワイン系のスパークリングワイン製品の製造工程において、炭酸ガス添加の前段階として最少量のシリコーン樹脂を添加することにより、強力な消泡効果が得られ、その後のびん詰め等の作業が短時間で効率的に実施できます。	本改正に賛成の御意見として承ります。
	シリコーンに関する定めに記載の「もろみ等」について、「等」には何が含まれるのでしょうか？明示してください。 解釈に誤りが生じないように具体的に記述すべきではないか。	シリコーン樹脂は、一般的にもろみに使用するものであることから、「もろみ等」としておりますが、もろみ以外にも酒類や酒母にも使用することが可能です。
その他	本改正に賛成である。 適切な改正と思われた。	本改正に賛成の御意見として承ります。